

請 願 審 査 資 料

26 年請願第 29 号

志賀島小学校の存続について

平成 27 年 1 月 26 日

教 育 委 員 会

1	請願事項	1
2	志賀島小学校の教育環境整備の概要	
	(1) 学校規模適正化の根拠	1
	(2) 学校規模の面から見た志賀島小学校の教育環境	
	① 小規模校のメリット	1
	② 小規模校の課題（デメリット）	2
	(3) 志賀中学校ブロックの教育環境整備	3
3	請願に対する考え方	4
	《参考》	
	(1) 志賀中学校ブロックの状況	5
	(2) 昭和48年通達	6

1 請願事項

志賀島小学校を存続すること。

2 志賀島小学校の教育環境整備の概要

(1) 学校規模適正化の根拠

小規模校や大規模校が抱える学校規模を原因とする様々な教育環境の課題を解決するため、平成20年7月に、市議会代表者や地域代表、保護者代表などで構成する「学校規模適正化検討委員会」を設置し、教育環境の改善に向けた検討を行った。

同年12月に、検討委員会の検討結果として、適正化すべき学校の規模や、適正化するにあたっての留意点などが示され、福岡市教育委員会に対して早急な対応が求められた。

この提言を踏まえ、小規模校や大規模校の課題を速やかに解決するために、適正な学校規模の考え方や学校規模の是正に向けた取り組み方などをまとめた「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」を平成21年3月に策定した。

この実施方針では、全ての学年でクラス替えが出来ない小規模校（小学校6学級以下・中学校3学級以下）及び過大規模校（小・中学校31学級以上）を、早急に教育課題を解決すべき第1次計画の対象校とし、この計画に基づき、勝馬小学校や志賀島小学校について、保護者や地域と協議を進めているところである。

(2) 学校規模の面から見た志賀島小学校の教育環境

志賀島小学校は、小規模校ならではの良さもあるが、一方で課題もある。子どもに与える影響を最小限度とするため、保護者や地域の協力と教員の創意工夫により教育活動を行っているが、全ての課題を補うことは難しい。

① 小規模校のメリット

ア きめ細かな学習環境

教員は学校全体に目が行き届き、1学級の児童数も少ないので、個に応じたきめ細かな指導を行うことができる。また、子ども同士がお互いに顔なじみであり、上級生が下級生の面倒をよく見ていることなど、縦のつながりが強い。

イ 多い活躍の場

授業においては発表の機会が多く、一人ひとりの活躍の場面が多くある。

ウ 高い子どもの参加意識

少人数なので学校全体がまとまりやすく、それぞれの子どもは何らかの役割を分担するために、一人ひとりの行事への参加意識は高まる。

エ 余裕のある施設や設備

児童数が少ないため、理科室や音楽室などの特別教室や体育館も余裕を持って使うことができるほか、パソコンや楽器などを使った授業でも、子どもが順番待ちをする時間が少なくなる。

② 小規模校の課題（デメリット）

ア 授業における交流場面の不足

授業中に学級全体で話し合い活動を行う場合、少人数のために多様な意見が出にくく、お互いの意見を聞いて考えを深めたり、意見を練り上げたりするなど、協働的な学習が構築しにくい。

また、課題を分担してグループに分かれて調べ、内容を発表し合うような学習を行うことが困難である。

イ 複式学級における指導の困難性

複式学級の場合、1人の担任が異なる学年を同時に指導することが基本となる。

例えば、算数の場合は目標及び内容が学年ごとに示されており、別々に指導せざるを得ず、5年生の内容を指導している際に、6年生は、個人で自分の学習内容を進めるなど、異なる学年の授業内容が同時に行われる。

一方、図工や音楽などでは、目標及び内容が2学年ごとに示されており、異なる学年の子どもが同じ内容の授業を受けることが多く、5年生の時に6年の内容を学習し、6年生の時に5年の内容を学習するなど、他校の履修内容と違う場合が起こりうる。

このような学習の状況から、複式学級での指導には教師の専門性が求められるとともに、子どもへの負担も大きい。

ウ 固定されがちな人間関係

クラス替えが行えない状況の中では、固定化された人間関係になりやすい。そのため、子ども同士の間人間関係が崩れた場合は、その改善が長期化し困難になることが多い。

また、様々な見方・考え方の友達と関わり、コミュニケーション能力や社会性を身につけていく経験が不足しがちである。

エ クラブ活動の内容や方法の制約

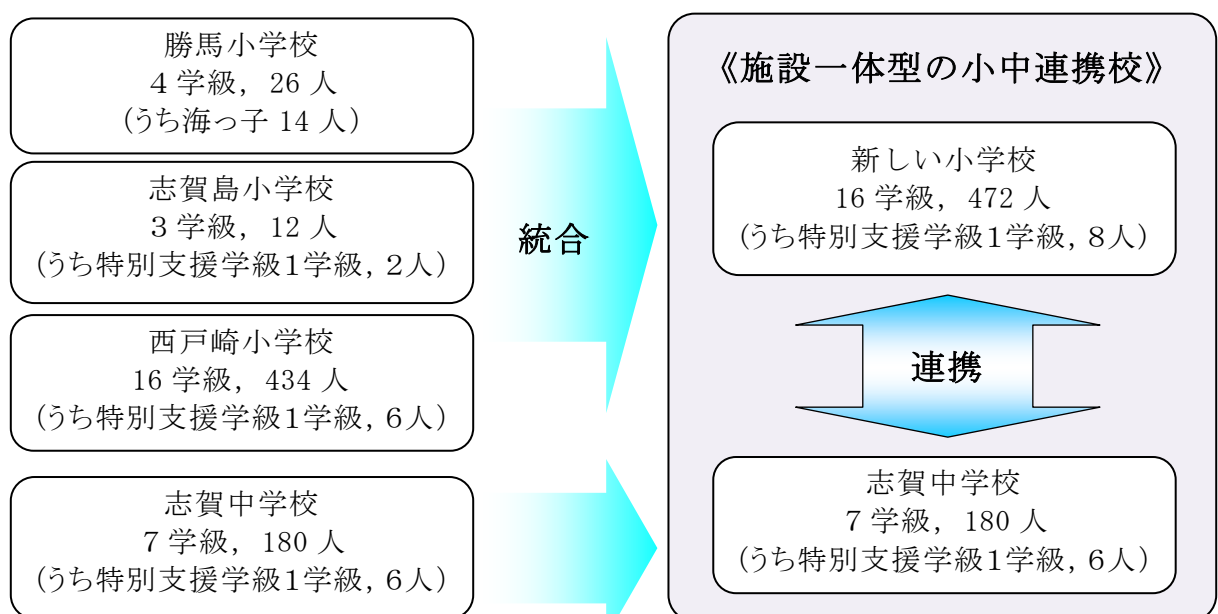
志賀島小学校では、少人数のために4年生以上（4年生在籍なし）が同じ内容で活動している。学期ごとにスポーツや文化体験等の内容を変えて多様性をもたせているものの、市内の適正な学校規模（12学級～24学級）のクラブ活動数が平均10種類であり、志賀島小学校ではクラブの選択肢が制限され、子どもの関心・意欲や自主性を高める活動を工夫することは難しい。

（3）志賀中学校ブロックの教育環境整備

平成26年5月1日現在、志賀島小学校は児童数12人で3学級、勝馬小学校は児童数26人で4学級であり、両校ともほとんどの学年で、学年単位のクラス編制ができなくなっており、学級担任が2つの学年を同時に授業せざるを得ない状況であることや、合唱やサッカーの授業など、集団を前提とした学習が困難であるなど様々な教育課題を抱えている。それぞれの校区で、児童数が減少している状況にあることから、将来にわたり適正な学校規模を維持するためにも、子育て世代の定住につながるよう、魅力ある学校づくりを行うことが重要である。

また、志賀中学校ブロックの小・中学校の校舎建築年は、西戸崎小学校は昭和36年、志賀島小学校は昭和44年、勝馬小学校は昭和57年、志賀中学校は昭和37年と、築50年を経過する校舎もあるなど建物の老朽化が進んでいる。

上記のことを踏まえ、教育委員会としては、勝馬小学校、志賀島小学校、西戸崎小学校の3小学校と志賀中学校を統合再編した施設一体型の小中連携校を整備することにより、義務教育9年間を見通した系統的な指導を基本として、志賀中学校ブロックの歴史や文化、豊かな自然を活用した特色ある教育に取り組むなど、施設一体型の小中連携教育の強みを最大限に生かした、質の高い教育環境を提供したいと考えている。



※児童生徒数、学級数はH26.5.1現在

3 請願に対する考え方

志賀島小学校が抱える様々な教育課題を解決するためには、勝馬小学校、志賀島小学校、西戸崎小学校と志賀中学校を統合再編した施設一体型の小中連携校を整備することが最も適切な手法であると考え、提案している。

一方、学校施設は教育の場であると同時に、災害時には避難所として住民の安全を担保し、日常は地域のサークル活動などで多くの住民が利用する施設でもあり、地域のシンボリックな存在である。

このことから校区の方々が、学校が無くなるとますます過疎化が進むのではないか、学校が無くなっても地域コミュニティが維持できるのか、という不安をお持ちであることは教育委員会として十分認識しており、施設一体型の小中連携校を整備するにあたっては、これらの不安を解消するためにも、下記について十分に配慮し、事業を進めていく。

記

1. 魅力ある住環境の形成に貢献する学校施設

新しい学校が、施設一体型の小中連携教育の強みを最大限に生かした質の高い教育を実践すると同時に、地域の方々が利用しやすい施設とすることで住民の利便性を向上させるなど、魅力ある住環境の形成に貢献することにより、子育て世代の定住を図るとともに、地域コミュニティを維持していく。

2. 地域の歴史文化や自然を生かした学校づくり

子どもの学習環境改善の視点だけでなく、地域の歴史文化の継承の視点も重視しつつ、自然豊かな環境を生かした魅力ある学校づくりを検討する。

3. 地域のシンボルを保護者や地域と一緒に考える

小中学校の再編にあたっては、保護者や地域の理解と協力が必要であり、不安を抱かれることのないよう、説明会や意見交換会を十分に行ったうえで合意を形成する。

また、上記検討にあたっては、子育て世代の定住につながるよう、総務企画局などの関係局と連携しながら、学校づくりの取組みを進めていくこととしており、ワークショップなどの手法を用いて「新たな学校の夢」や「志賀ならではの強み」など、小中連携校の具体的なイメージを、保護者や地域と一緒に作りあげていきたいと考えている。

《参考》

(1) 志賀中学校ブロックの状況

各学校の概要 (H26. 5. 1 現在)

学校名		勝馬小学校	志賀島小学校	西戸崎小学校	志賀中学校
学級数	普通	4学級	2学級	15学級	6学級
	特学	—	1学級	1学級	1学級
児童 生徒数	普通	26人	10人	428人	174人
	特学	—	2人	6人	6人
開校年		明治9年	明治8年	明治24年	昭和22年

各小学校の児童数 (H26. 5. 1 現在) (人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	特学	合計
勝馬小	6	3	4	7	4	2	—	26
志賀島小	1	4	0	0	1	4	2	12
西戸崎小	78	80	79	58	59	74	6	434

中学校の生徒数 (H26. 5. 1 現在) (人)

	中1	中2	中3	特学	合計
志賀中	68	52	54	6	180

(2) 昭和48年通達

文 初 財 4 3 1 号
昭和48年9月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長
文部省管理局長

公立小・中学校の統合について

学校統合の方策については、昭和三一年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和三一年一月一七日付文初財第五〇三号文部事務次官通達）をもって通達されているところであり、教育委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願ってきたところですが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要がありますと考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 ① 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
② 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
③ 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。